

各種貸付(教育費を除く)

①母子父子寡婦福祉資金貸付(三重県事業)ー生活費、転宅費等各種ー

所得制限あり ひとり親限定

◆対象者 ひとり親の母・父とその子、寡婦

ひとり親家庭および寡婦の人の経済的自立と児童の福祉増進を図るために、母・父またはその児童および寡婦に対して必要な資金を貸付ける制度です。三重県において実施、相談・受付は市役所こども家庭センター 管理係です。

※貸付には種類がありますので、別表P.43～P.45をご参照ください。

※申請月：3月 6月 8月 10月 12月 2月

■お問合わせ

四日市市こども家庭センター 管理係

TEL.059-354-8298

三重県子ども・福祉部
家庭福祉・施設整備課



ひとり親になった際の手続き

ひとり親家庭の生活を支える制度

②生活福祉資金貸付 ー技能を習得する費用、転宅費用等各種ー 所得制限あり

◆対象者 低所得者・高齢者及び障害者の世帯

お困りの世帯に対して、安定した生活ができるように支援することを目的とした貸付制度です。(書類審査あり。原則、連帯保証人が必要)

詳細は三重県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

■お問合わせ

四日市市社会福祉協議会

TEL.059-354-8265

三重県社会福祉協議会



子育て支援

仕事を探したい、仕事に
つながる資格を身につけたい

③交通遺児等貸付金 ー交通遺児等の生活費ー 制限等あり

◆対象者 自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った人のこども

自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った人のこども(0歳から中学校卒業までの児童)の健全な育成を図るため、生活資金を無利子で貸し付けます。生活状況の要件に該当する家庭となります。

■お問合わせ

(独)自動車事故対策機構(ナスバ)三重支所

TEL.059-350-5188



各種貸付(教育費を除く)

こどもの学費の
助成・貸付等について